

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月13日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

横浜市立岩崎中学校 直結給水管漏水修繕

2 履行（納品）場所

横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘二丁目6番1号
横浜市立岩崎中学校

3 契約日

令和5年4月3日

4 履行日

令和5年4月7日

5 契約金額

1,760,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区上菅田町1312
株式会社司工事

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

水道メーターの動きから相当量の水が漏れていることが判断でき、早急な対応が必要だったため。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市有資格者名簿の登録業者から、近隣区内で早急に対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市教育委員会事務局施設部教育施設課